

第4章 財産

○大隅肝属広域事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第25号

肝属地区一般廃棄物処理組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる。

（準用規定）

第2条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、鹿屋市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第61号）を準用する。ただし、同条例中「本市」とあるのは「本組合」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。